

福泉信用組合 商品説明書【新規優遇定期預金】

(2026年4月1日現在)

1. 商品名	・新規優遇定期預金
2. 取扱期間	・令和8年5月1日(金)～令和9年3月31日(水)
3. 募集金額	・総額 20 億円
4. 取扱対象者	・福泉信用組合の組合員(個人)
5. 預入期間	・1年(新規のみ)
6. 取扱金額	・100万円以上 上限金額なし ※新たにお預け入れされた資金限定とします。当組合の預金からの預け替えは対象となりません。
7. 預入方法等	[預入方法] ・一括預入 [預入単位] ・1円
8. 適用金利	①[取扱期間 令和8年5月1日(金)～令和8年7月31日(金)] ・固定金利 年0.98%(税引後 年0.780%) ②[取扱期間 令和8年8月1日(土)～令和8年11月30日(月)] ・固定金利 年0.95%(税引後 年0.757%) ③[取扱期間 令和8年12月1日(火)～令和9年3月31日(水)] ・固定金利 年0.90%(税引後 年0.717%) ※自動継続後の金利は、継続日における店頭表示金利となります。 ※上記②および③の金利については、金利情勢の変化等により、商品内容を予告なく変更またはお取り扱いを中止する場合がございます。
9. 支払方法	・満期日以降に一括してお支払いします。
10. お利息	[計算方法] ・付利単位を1円とした、1年を365日とする日割計算(円未満切り捨て) [支払方法] ・満期日以降に一括してお支払いします。 ・満期日経過後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
11. 税金	・預金利息には、源泉分離課税が課税されます。 ・平成25年1月1日から令和19年12月31日までに支払われる預金利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・マル優を利用の場合は除きます。
12. 中途解約	・満期日前に解約する場合は、当組合定期預金規定により預入期間に応じた期限前解約利率にて、預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
13. 付加できる特約事項	・18歳以上のお客様は定期預金を総合口座の担保とし、総合口座による当座貸越を利用できます。 ※貸越金利は担保定期預金の約定金利に0.50%上乗せした金利となります。
14. 苦情処理措置および紛争解決措置	[苦情処理措置] ・ご契約内容や商品に関する相談、苦情、お問い合わせは当組合の下記窓口をご利用ください。 [窓口] 福泉信用組合 顧客サービスグループ 住所: 福井市大手3丁目17-1(福井県庁内) TEL: 0776-21-8412 [紛争解決措置] ・下記センターにおいて紛争の解決を図ることも可能です。 当組合顧客サービスグループまたは下記窓口にお申し出ください。 [窓口] 一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所 住所: 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内) TEL: 03-3567-2456 [センター] 東京弁護士会 紛争解決センター TEL: 03-3581-0031 第一東京弁護士会 仲裁センター TEL: 03-3595-8588 第二東京弁護士会 仲裁センター TEL: 03-3581-2249
15. その他	・預金保険制度の対象商品です。1預金者あたり、元本合計1,000万円までと、そのお利息が保護されます。 ・その他の特別キャンペーン商品との併用はできません。

【福泉信用組合ホームページ】 <https://www.fukusen.jp>